			入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。			分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。										
		他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る調整交付金を控除した額とする。）、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び推進機関が行う法第28条の40第１項第５号に規定する業務の実施のために支払う対価を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。		他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る調整交付金を控除した額とする。）及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。				建設分担関連費振替額（貸方） 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第36条の規定によつて固定資産勘定に配賦された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。 第36条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）		建設分担関連費振替額（貸方） 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて固定資産勘定に配賦された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。 第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）
		［省］	［省］			［省］	［省］			［省］ 賠償負担金相当金	［省］ 一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の９第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の10第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。	［省］ 賠償負担金相当金		［省］ 一般送配電事業者が、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の３第１項に規定する原子力発電事業者をいう。）に払い渡した賠償負担金相当金（同令第45条の21の４第１項第３号に規定する賠償負担金相当金をいう。以下同じ。）を整理する。
［省］ 一般管理費	［省］	［省］ 業務設備に関する費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。		［省］ 一般管理費	［省］	［省］ 業務設備に関する費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。				廃炉円滑化負担金相当金	一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の12第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担金相当金（同令第45条の21の13第	廃炉円滑化負担金相当金		一般送配電事業者が、特定原子力発電事業者（同令第45条の21の６第１項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）に払い渡した廃炉円滑化負担金相当金（同令第45条の21の７第１項第３号に規定
	［省］	［省］			［省］	［省］										